

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異
任期の定めのない常勤職員	91.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.0%
全ての職員	85.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	90.8%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	96.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
36年以上	96.2%
31～35年	84.8%
26～30年	86.5%
21～25年	83.6%
16～20年	99.9%
11～15年	70.7%
6～10年	93.6%
1～5年	100.9%

【説明欄】

<全職員の男女の給与の差異が大きい点について>
・任期の定めのない常勤職員以外の職員には、任期の定めのない常勤職員と比べて給与水準の低い会計年度任用職員が多く含まれており、また、任期の定めのない常勤職員以外の職員における女性比率が約7割とやや高いことから、全職員の給与の差異を見た場合、それぞれで比較した場合と比べて大きな差異が生まれています。

<職員数の考え方について>
・育児短時間勤務職員、会計年度任用職員など週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員についても、1人/月としてカウントしています。
・育児休業や休職等の理由により、給与が満額支給されていない月についても、1人/月としてカウントしています。